

改定の経緯

令和2年7月 「都市計画公園・緑地の整備方針」に、基準の改定の方角性を示す

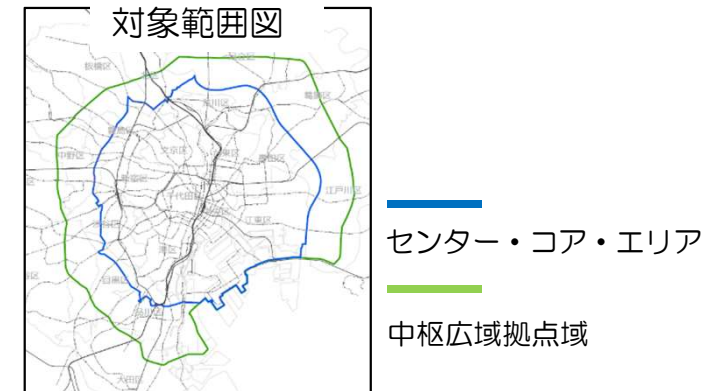
令和4年3月 社会的ニーズの変化や都市公園法等の動向も踏まえ、整備基準等の改定の考え方を公表・パブコメ実施（意見：5名・22件）

整備基準等の改定ポイント

1 対象範囲の変更

○ センター・コア・エリアから中枢広域拠点域に対象範囲の変更

* 「都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）」に合わせて変更



2 都の政策課題への対応 **新規**

○ 災害対策、暑さ対策、脱炭素化、生物多様性、グリーンインフラ等、エリアマネジメントや地域活動の拠点などの役割を果たす

3 特許事業の建ぺい率・緑化率の変更

○ 国の都市公園法等の施設率に合わせ、建ぺい率を設定

建ぺい率*：20%以下 ➡ 基本は20%以下とし、運動施設は50%以下とする

※運動施設は暑さ対策、バリアフリー化対応など誰もがスポーツに親しめる環境を整備（屋外→屋内）

運動施設イメージ



○ 屋上・壁面緑化を緑化率に含めることで、緑化率を引き上げ

緑化率：50%以上 ➡ 55%以上（地上部30%以上）

※公園施設の円滑な利用を促す園路や出入口、駐車場等の確保と地上の緑化の充実を両立

※日照条件等を担保した壁面や屋上の緑化等あらゆる緑化技術を用いて緑化を推進

壁面緑化イメージ



* 事業地内に設置される公園施設の建築面積の合計の事業区域面積に占める割合

今後の予定

令和4年5月23日 都市計画公園における特許事業の整備基準等の改定を公表（令和4年7月1日施行予定）